

令和4年6月15日

市立こども園・保育園の保護者の皆様へ

加古川市幼児保育課

発熱等の風邪症状がある場合等の登園について（変更）

みだしのことについて、感染力が強いといわれているオミクロン株の急増に伴い令和4年1月17日付でお知らせしていましたが、オミクロン株の特徴が判明しつつあり、新型コロナウイルス感染症への対応が長期化している中で、厚生労働省から就学前児について「一律のマスク着用を求めない。」など状況が変わってきています。

つきましては、登園を控えていただく場合について、下記のとおり一部を変更します。
引き続き、園における新型コロナウイルス感染症対策にご協力をお願いします。

記

1 登園を控えていただく場合（変更箇所は下線部）

(1)園児本人、または同居のご家族が濃厚接触者に特定されるなど、感染の疑いがある場合

※検査で陽性が判明した場合は、速やかに園にご連絡ください。

休日、夜間の連絡先：市役所警備 079-421-2000

警備室へお電話される際には、①氏名 ②園名 ③園児名 ④連絡先 をお伝えください。

(2)解熱後24時間が経過していない場合や、または解熱剤を使用している場合

(3)朝から37.5度を超えた熱があることに加えて、元気がなく機嫌が悪い、食欲がないなど全身状態が不良な場合

(4)同居家族に発熱等の風邪の症状（ワクチン接種後を含む）がみられる場合

※同居家族の方が医療機関を受診し、「新型コロナウイルス感染症の疑いや恐れがない」と診断を受けた場合は、登園できます。

2 保育料等の取扱いについて

保育料及び副食費（3歳児以上）の返還は、園児本人が陽性または濃厚接触者に特定された場合等に限られます。